



# 尾張旭市若年がん患者在宅療養支援事業助成金

尾張旭市では、末期と診断された若いがん患者さんが、住み慣れたご自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅での療養生活に関する費用を助成します。

## 対象者

- 次の全てに該当するかた
- ・尾張旭市に住民票があるかた
- ・40歳未満のかた
- ・医師に末期がんと診断されたかた
- ・在宅における療養生活の支援および介護が必要なかた



## 助成対象

- ①在宅支援事業 訪問介護、訪問入浴介護など
- ②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、車いすなど
- ③福祉用具の購入 入浴補助用具、簡易浴槽など

## 助成金額

上記①～③の合計額の9割(1か月あたりの上限 54,000円)  
※100円未満は切り捨て

## 【申請方法・利用の流れ】

### ① 事前申請・利用申請

サービスを利用する前に一度健康課へご相談ください。その後裏面の必要書類を健康課へ提出してください。(郵送可)

### ② サービスの利用

利用者は支援事業所を選びサービスを利用します。利用料等は、一旦自己負担でお支払いください。

### ③ 交付申請・請求

1か月単位の利用料を必要書類を添えて市に請求してください。申請内容に基づき、助成金を支払います。(郵送可)

## 申請・お問い合わせ先

☎488-0074  
尾張旭市新居町明才切57  
尾張旭市 健康課(保健福祉センター内)  
電話:0561-55-6800(直通)

※必要書類の詳細は裏面をご覧ください。



## 【申請に必要な書類】

	書類名	注意事項等
利用申請	(第1号様式)尾張旭市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が未成年の場合は、保護者が申請してください。</li> <li>・助成金請求時の代理人を定めて記載してください。</li> </ul>
	(第2号様式)意見書(尾張旭市若年がん患者在宅療養支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医に作成を依頼してください。</li> <li>・文書料は自己負担になります。</li> </ul>
交付申請	(第5号様式)尾張旭市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書(兼請求書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月分毎にまとめて交付申請をしてください。</li> <li>・一度に複数月分、交付申請することもできます。</li> </ul>
	領収書(原本)	①申請者又は対象者の氏名②サービス利用日(購入日)③利用(購入)金額④サービス内容(品名)⑤領収書発行者の名称及び住所の記載があるもの
	通帳、キャッシュカードなど振込先口座の確認書類	金融機関名、口座名義人、口座番号が確認できるものの写し

- 申請書類はホームページからダウンロードできます。
- 詳細については、ホームページもご覧ください。

尾張旭市 若年がん

検索



### よくあるご質問

Q サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象ですか。  
 → 医療保険や小児慢性特定疾病医療費の適用を受けている場合は、対象外となります。個人で加入している保険による給付は対象となります。

Q 領収書を他にも使用したいので原本を提出できません。  
 → 領収書の原本での確認は必須となります。確認後、本事業による助成金を申請済である旨を記載して返却します。

Q 利用途中に40歳を迎える場合は、どうすればよいですか。  
 → 誕生日の前々日分までの利用分が本事業の対象になります。以降は、介護保険の対象となりますので、介護保険の申請をしてください。

Q 利用申請は済んだが、サービスの利用途中で転出する場合はどうしたらよいですか。  
 → 転出のご予定がある場合は、お早めに健康課へお知らせください。転出前のサービス等利用額は、尾張旭市への請求、転出後の利用分は転出先の市町村で相談してください。